

英国における放送コンテンツの権利処理について

第9回 放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会

2017年10月10日

放送とネット配信における主な権利処理の原則的運用

- 放送コンテンツに係る脚本、音楽、レコード原盤、映像実演の権利の許諾は、「初回放送」に加え、「ネットでの同時配信」、「見逃し配信」まで合わせた範囲について、一括して行われている。

			初回放送※	同時配信	見逃し配信 (初回放送から30日以内)	VoD
実態	サービス名		地上波放送	BBC i Player/ITV hub		BBC Store
	収益源		放送受信料/広告料収入			サービス利用料
法令	放送法上の扱い		テレビジョン放送サービス (免許)※※	テレビジョン免許の対象となる コンテンツサービス (免許)※※	オンデマンド・プログラム・サービス (届出)※※	
	著作権法上の扱い		公衆送信(放送にも該当)		公衆送信(放送には該当しない)	
権利種別	権利者	法と実態				
著作権	原作者	著作権法	公衆送信権(20条)		公衆送信権(20条)	
		実際の運用	個別許諾 (原作者⇄BBC・ITV)	個別許諾 (原作者⇄BBC・ITV)	個別許諾 (原作者⇄BBC・ITV)	個別許諾 (原作者⇄BBC)
	脚本家	著作権法	公衆送信権(20条)		公衆送信権(20条)	
		実際の運用	個別許諾 (脚本家⇄BBC・ITV)		個別許諾 (脚本家⇄BBC)	
	作詞家 作曲家	著作権法	公衆送信権(20条)		公衆送信権(20条)	
		実際の運用	包括許諾 (PRS for Music⇄BBC・ITV)		包括許諾 (PRS for Music⇄BBC)	
	レコード 原盤権者	著作権法	公衆送信権(20条)		公衆送信権(20条)	
		実際の運用	包括許諾 (PPL⇄BBC・ITV)		包括許諾 (PPL⇄BBC)	
著作 隣接権	映像 実演家	著作権法	録音・録画権 又は 放送権(182条)※※※		送信可能化権(182CA条)	
		実際の運用	個別許諾(実演家⇄BBC・ITV)		個別許諾(実演家⇄BBC)	

※ 放送事業者が自ら放送番組を制作する場合

※※ BBCが提供するサービスの場合は特許状による。

※※※ 放送権は生放送の場合

※※※※ 青字は、許諾権の種別及び当該権利に関する権利処理方式を表している。

① 音楽
② 実演家

放送コンテンツに係る著作物を管理する英国の権利処理団体・ギルド

- 放送事業者と脚本家、映像実演家のギルド※との間では、団体間合意が締結されており、初回放送と合わせて許諾される権利の範囲、最低限の対価等が定められている。
個々の脚本家、映像実演家は、この団体間合意に基づき、個別に放送事業者と契約を締結している。
- 放送事業者と作詞家・作曲家、レコード原盤権者の集中管理団体※※との間では、包括許諾契約が締結されており、初回放送と合わせて許諾される権利の範囲、対価等が定められている。

著作物	主な集中管理団体・ギルド	団体種別	設立時期	事業の内容	会員数/登録作品数等
原作・脚本・出版物	Writers' Guild of Great Britain (WGGB)	ギルド※	1959年	放送事業者等と、脚本家の労働条件について団体間交渉を行う。	会員数:2,061人 (2015年12月末時点)
実演家(映像)	Equity	ギルド※	1930年	放送事業者等と、おもに映像実演家の労働条件について団体間交渉を行う。 メンバー間での分配が必要となる2次利用料の徴収・分配は、関連団体のBECS(British Equity Collecting Society)が担う。	会員数:40,451人 (2015年12月末時点) 実演家のカバー率は約80%(2009年)
作詞・作曲	Performing Right Society for Music (PRS for Music)	集中管理団体※※	1914年	PRS(Performing Right Society)と、その内部にMCPS(Mechanical-Copyright Protection Society)が存在する。PRSは、作詞家、作曲家及び音楽出版社から公衆送信権等について信託を受け、管理している。MCPSは、権利者から音楽作品の複製権について委託を受け、代理人として管理している。	会員数:112,923者 登録楽曲数:1,000万曲超 (2016年7月時点)
原盤	Phonographic Performance Limited (PPL)	集中管理団体※※	1934年	レコードプロデューサー及び演奏者から音楽録音著作権について委託を受け、代理人として管理している。	会員数:43,867者 (2017年1月時点)

※ 「ギルド」は権利者を代表し、権利利用側と団体間交渉を行うが、著作権の信託や管理の委任を受けているわけではない。

※※ 「集中管理団体」は、権利者から著作権の信託、あるいは管理の委任を受け、著作権の管理業務を行う。

①音楽：放送とネット配信における主な権利処理の原則的運用

- 放送コンテンツに係る音楽、レコード原盤の権利の許諾は、「初回放送」に加え、「ネットでの同時配信」、「見逃し配信」まで合わせた範囲について、BBC・ITVと集中管理団体で結ばれた一つの包括許諾契約の中で処理されている。

		初回放送※	同時配信	見逃し配信 (初回放送から30日以内)	VoD
実態	サービス名	地上波放送	BBC i Player/ITV hub		BBC Store
	収益源	放送受信料/広告料収入			サービス利用料
法令	放送法上の扱い	テレビジョン放送サービス (免許)※※	テレビジョン免許の対象となるコンテンツサービス (免許)※※	オンデマンド・プログラム・サービス (届出)※※	
	著作権法上の扱い	公衆送信(放送にも該当)		公衆送信(放送には該当しない)	
権利種別	権利者	法と実態			
著作権	作詞家 作曲家	著作権法	公衆送信権(20条)		公衆送信権(20条)
		実際の運用	包括許諾 (PRS for Music⇄BBC・ITV)		包括許諾 (PRS for Music⇄BBC)
		詳細	作詞作曲に係る権利の集中管理団体(PRS for Music)とBBC・ITVとの包括許諾契約が結ばれている。包括許諾契約には同時配信・異時配信(初回放送の前後30日のオンデマンド配信・一時的なダウンロード)での利用も含まれている。		放送後30日以上を超えたコンテンツへオンデマンドにアクセスするサービスについてはPRS for MusicとBBCの間で左記と異なる包括契約が用意されている。
	レコード 原盤権者	著作権法	公衆送信権(20条)		公衆送信権(20条)
		実際の運用	包括許諾 (PPL⇄BBC・ITV)		包括許諾 (PPL⇄BBC)
		詳細	原盤権の集中管理団体(PPL)とBBC・ITVとの包括許諾契約が結ばれている。包括許諾契約には同時配信・異時配信(初回放送の前後30日のオンデマンド配信・一時的なダウンロード)での利用も含まれている。		放送後30日以上を超えたコンテンツへオンデマンドにアクセスするサービスについてはPPLとBBCの間で左記と異なる包括契約が用意されている。

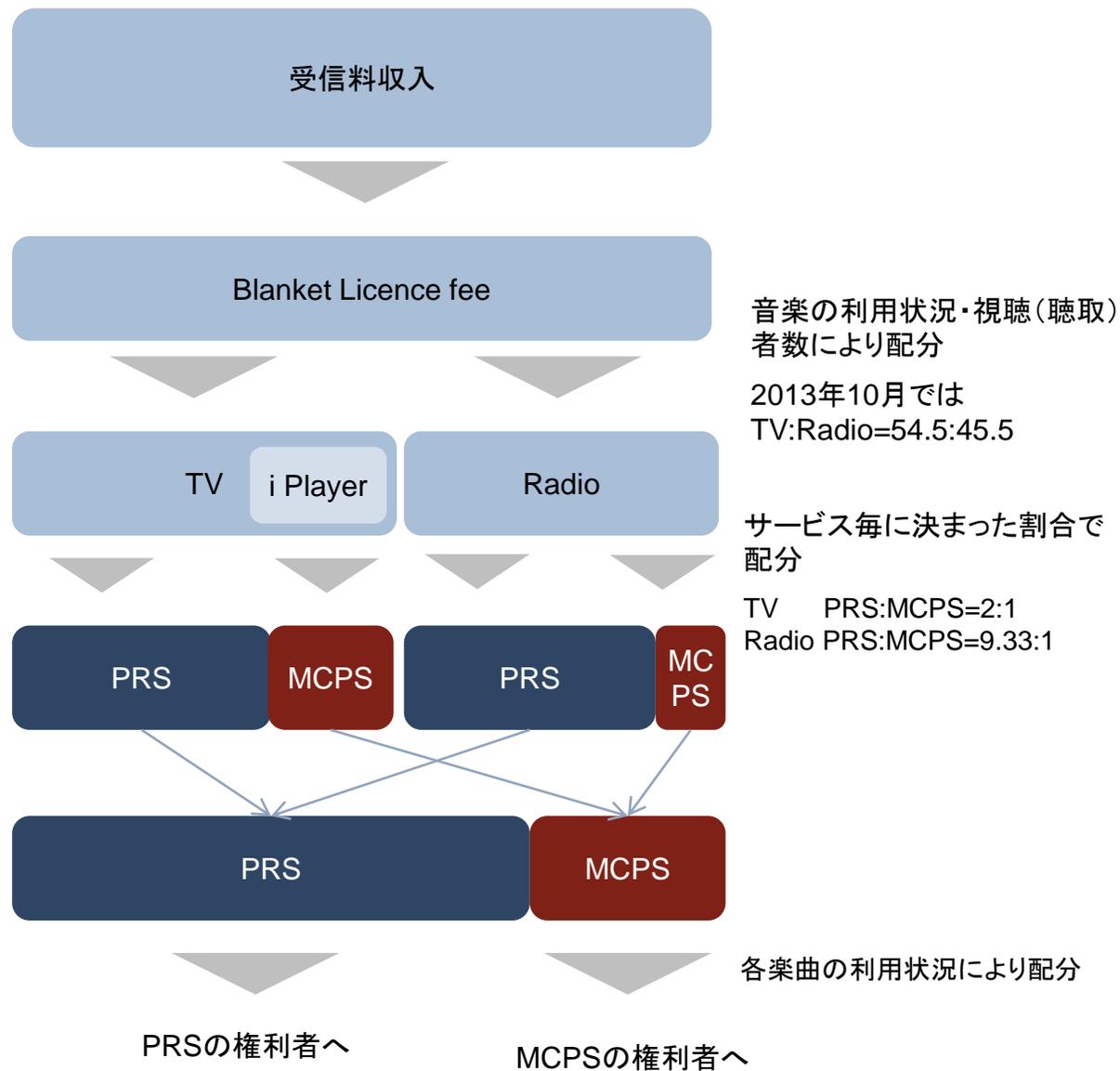
※ 放送事業者が自ら放送番組を製作する場合

※※ BBCが提供するサービスの場合は特許状による。

※※※ 青字は、許諾権の種別及び当該権利に関する権利処理方式を表している。

①音楽：利用料の配分(BBC、PRS for Musicの例)

- サービス毎にPRSとMCPSの配分額が異なるが、包括契約のため、TVからの収益、ラジオからの収益をそれぞれ分離することができない。
- このため、TV、ラジオの音楽の利用状況・視聴(聴取)数等にて配分額を決定。
- 2012年5月より、i Playerを包括許諾契約に含むことにした。



②実演家：放送とネット配信における主な権利処理の原則的運用

- 放送コンテンツに係る映像実演家の権利の許諾は、原則として、BBC・ITVと映像実演家のギルド(Equity)で結ばれた団体間合意に基づき、個別の実演契約において処理されている。
- 団体間合意に基づき個別の実演契約を結ぶ場合、基本となる「初回放送」、「ネットでの同時配信」、「見逃し配信」まで合わせた範囲の許諾に加え、「VoD」に関する許諾を行うか選択することができる。

		初回放送※	同時配信	見逃し配信 (初回放送から30日以内)	VoD
実態	サービス名	地上波放送	BBC i Player/ITV hub		BBC Store
	収益源	放送受信料/広告料収入			サービス利用料
法令	放送法上の扱い	テレビジョン放送サービス (免許)※※	テレビジョン免許の対象となるコンテンツサービス (免許)※※	オンデマンド・プログラム・サービス (届出)※※	
	著作権法上の扱い	公衆送信(放送にも該当)		公衆送信(放送には該当しない)	
権利種別	権利者	法と実態			
著作隣接権	映像実演家	著作権法	録音・録画権 又は 放送権(182条)※※	送信可能化権(182CA条)	
		実際の運用	個別許諾(実演家⇄BBC・ITV)		個別許諾(実演家⇄BBC)
		詳細	原則として、実演家のギルドであるEquityと放送事業者・番組製作事業者等との団体間合意に基づき、個別に実演家と放送事業者との間で実演契約が結ばれる。団体間合意では、基本となる「初回放送」、「ネットでの同時配信」、「見逃し配信」まで合わせた範囲と、「VoD」に関して、それぞれ最低報酬額が定められている。(団体間合意に基づく実演契約の場合でも、当該実演契約の中で追加の支払を定めることは可能)		原則、実演家のギルドであるEquityと放送事業者・番組製作事業者等との団体間合意に基づき、個別に実演家と放送事業者との間で実演契約が結ばれる。利用料の徴収・分配はEquityの関連団体である集中管理団体BECSが行う。

※ 放送事業者が自ら放送番組を製作する場合

※※ BBCが提供するサービスの場合は特許状による。

※※※ 放送権は生放送の場合

※※※※ 青字は、許諾権の種類及び当該権利に関する権利処理方式を表している。

②実演家：団体間合意の位置付け等（Equity⇔BBCの団体間合意の例）

Equity⇔BBCの団体間合意の位置付け

当該の合意は、当該合意を結ぶことによって、合意者の双方どちらに対しても、法的な権利や義務を生じさせるものではない。

http://downloads.bbc.co.uk/foi/classes/policies_procedures/equity_tv_agreement.pdf

団体間合意と個別の実演家の契約との関係

個々の実演家の契約において、団体間契約で定められた条件が有効になるのは、個別の契約において単体間合意に基づくことを記載する場合である。

そのため、団体間契約における標準契約に基づくことを契約書に記載しなければならない。

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h27_chosa_hokokusho.pdf

団体間合意に基づく個別契約における紛争の解決

まず個別の実演家とBBCの間での協議により解決を図る。それでも解決しない場合は、BBCの代表者とEquityの代表者による協議での解決を図ることになる。

http://downloads.bbc.co.uk/foi/classes/policies_procedures/equity_tv_agreement.pdf

※紛争が発生した場合、Equityは実演家の裁判を支援する、もしくはEquityが訴訟を起こすこともあるが、当の実演家側が後のリスクを考慮し、裁判を希望しない場合もある」

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h27_chosa_hokokusho.pdf

②実演家：団体間合意の具体的内容（Equity⇔BBCの団体間合意の例）

- 団体間合意に基づく個別契約の流れ（左上図）、ギャラ・2次利用対価の流れ（左下図）は以下ようになる。
- 団体間合意においては実演家の労働条件に関する幅広い事項が定められている（右下表）。

図. 団体間合意に基づく個別契約の流れ

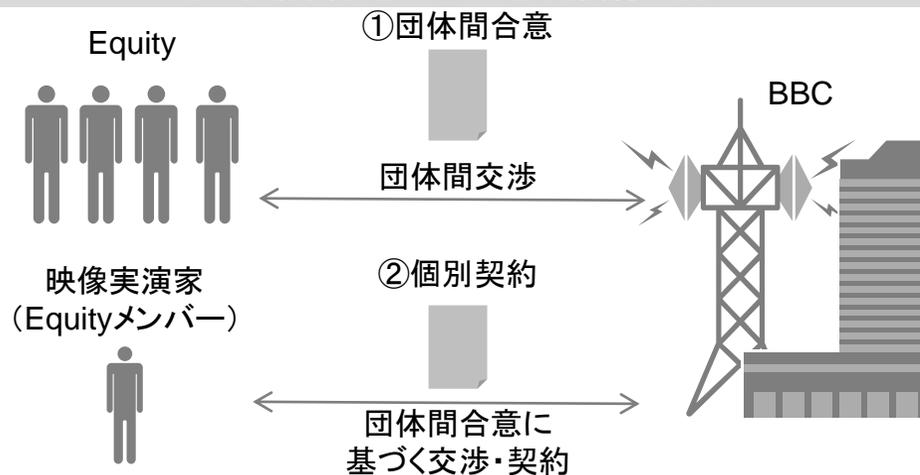


図. ギャラ、2次利用対価の流れ

- ②は再放送（リポート）等の対価、
③、④はVoD等の対価が該当

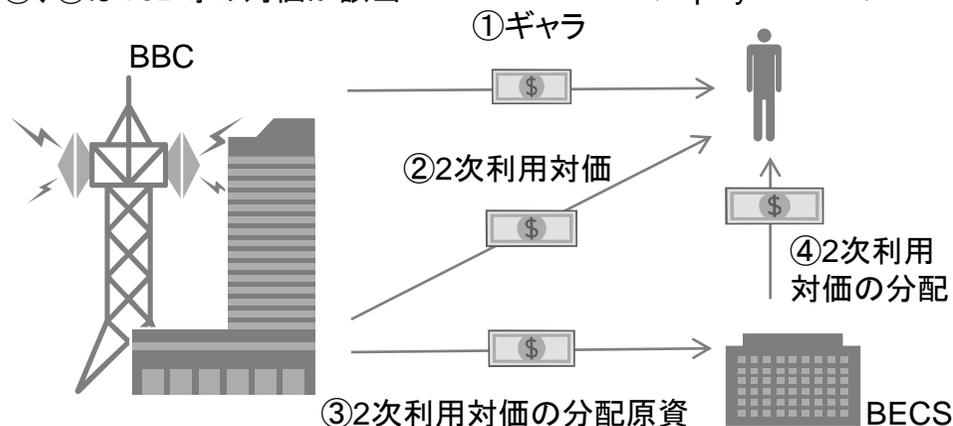


表. 団体間合意に定められている事項

大項目		小項目
労働条件に関する事項	実演の種類（ダンス、ドラマ出演等）により異なる事項	Minimum Engagement Fee
		Work Entitlement
		Additional Fees
	実演の種類によらない事項	Periods of Work
		Night Work and Early Calls – Additional Payment
		Compensation for Leave Not Taken
		Expenses
		Credits
		Equity Pension Scheme
		Time of Payment
番組／番組素材の利用に関する事項	Suspension of Production	
	Engagement Fee Negotiations	
	Length of Hair	
	Engagement Fee and Excerpt Fee Uses ⇒ギャラによりカバーされる範囲	
Further Uses ⇒2次利用対価の支払が必要な範囲		

参考資料

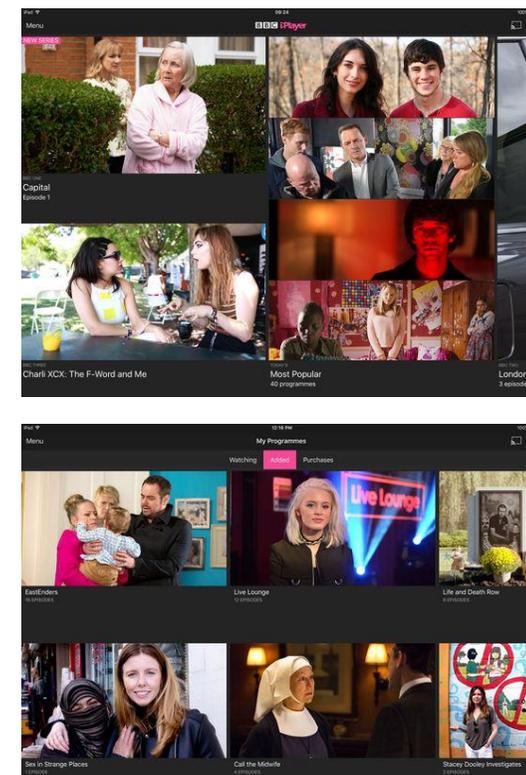
【参考】サービス概要:iPlayer(BBC)

- 公共放送を国内で広く視聴可能とすることを目的として、2007年12月より同時配信サービスを無料で提供(見逃し視聴サービスは同年7月よりベータ版で提供)しており、2014年には見逃し視聴期間を7日間から30日間に延長。放送後30日超の番組視聴については、TVライセンス料の範囲外として、有料でサービスを提供。一部のスポーツの試合や劇場用映画、国外製作番組を除き、原則全番組を提供している。

提供サービスの概要

事業者	BBC
サービス名称	iPlayer
開始時期	2007年12月
対象	英国TVライセンス保有者(受信料支払い者)
同時配信コンテンツ	BBC One, BBC Two等の番組 見逃し視聴については、原則30日は無料視聴可。
料金	無料
配信制限等	プレーヤのロケーション情報を変更することで、 地域外の同時配信コンテンツも視聴可能 * 地域: イングランド、スコットランド、ウェールズ、 北アイルランド
対応機器	PC(Windows, Mac, Linux), iOS, Android, Windows Phone, Blackberry, Apple TV, Amazon Fire TV, Roku, Chromecast, Xbox One, Xbox 360, PS3, PS4, Wii U Freeview, Freesat, Youview, BT, Sky, Talk Talk, Virgin等のプラットフォームでも視聴可 ※ プラットフォーム中立性維持のため、1,000超の機器 で視聴可能。
備考	過去のドラマ等番組はBBC Storeサイトから 購入可。

画面イメージ



出所) <http://www.bbc.co.uk/iplayer>
<https://itunes.apple.com/gb/app/bbc-iplayer/id416580485?mt=8>
<http://downloads.bbc.co.uk/mediacentre/iplayer/iplayer-performance-jan16.pdf>
 注) BBC One/Twoのネット同時配信は2008年11月より開始。

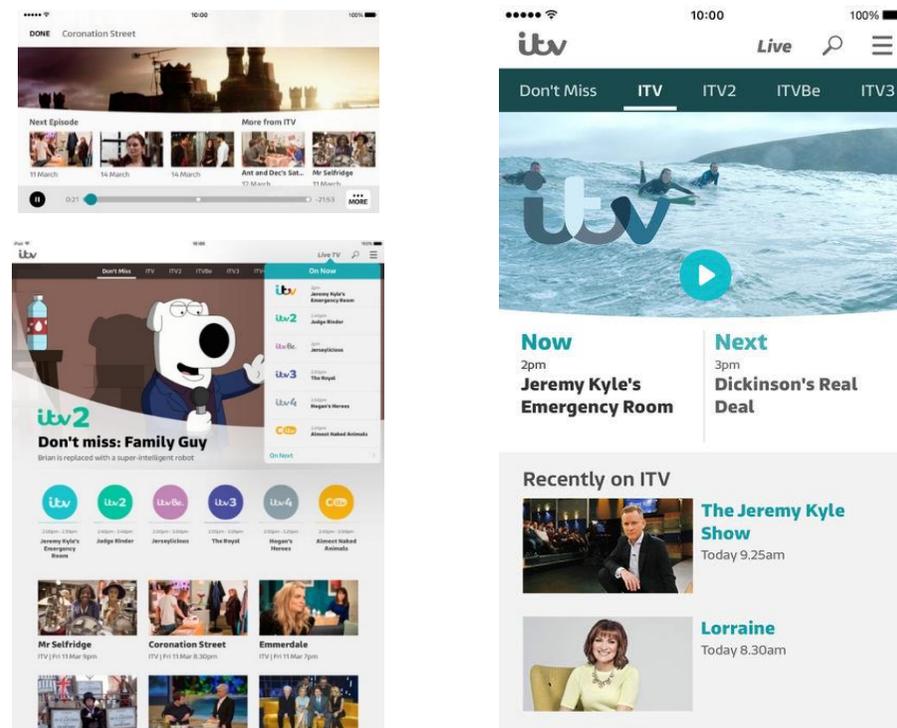
【参考】サービス概要：ITV Hub (ITV)

- 2007年8月にitv.comサイトを再編し、広告付き同時配信・見逃し視聴サービスを開始。オンラインでの見逃し視聴には、視聴者の嗜好に合わせた広告を表示している。
- 2016年6月に視聴登録者が1,500万を超え、英国の16-24歳の半数超が登録している。

提供サービスの概要

事業者	ITV
サービス名称	ITV Hub
開始時期	2007年8月
対象	英国TVライセンス保有者で、ITV Hub登録者
同時配信コンテンツ	ITV, ITV2, ITVBe, ITV3, ITV4, CITV等の番組 スポーツやエンターテインメント中継に注力。 見逃し視聴期間は30日間。
料金	ITV Hub: 無料(広告あり)
配信制限等	登録時に郵便番号を入力し、地域を設定 * 全国14地域に15局(ロンドンに2局)及び全国 ネット局を有する
対応機器	PC(Windows, Mac, Linux), iOS, Android, Windows Phone, Amazon Fire TV, Chromecast, Roku, Samsung Smart TV, Freeview, Freesat Youview, BT, Sky, Virgin等のプラットフォームでも 視聴可

画面イメージ



出所) <http://www.itv.com/hub/itv>
http://www.nhk.or.jp/bunken/research/oversea/pdf/20160701_6.pdf
<https://itunes.apple.com/gb/app/itv-hubr/id446079916?mt=8>
<http://www.vodprofessional.com/news/3q2016/the-itv-hub-drives-surge-in-on-demand-viewing-since-launch/>
<http://v-net.tv/2016/03/29/itv-provides-dynamic-ad-replacement-for-its-live-online-streams-using-yospace-technology/>

【参考】英国著作権法上における放送の定義

- 赤太字記述より、同時配信は著作権法上の放送の定義に含まれ、見逃し配信、VODは放送の定義に含まれない。
- 青太字記述より、見逃し配信、VoDは公衆への伝達として扱われる。

Copyright, Designs and Patents Act 1988

第6条 放送		6 Broadcasts	
(1)	この部において、「放送」とは、次に掲げるいずれかに該当し、かつ、第1項のAにより除外されない視覚的映像、音その他の情報の電信的送信をいう。	(1)	In this Part a “broadcast” means an electronic transmission of visual images, sounds or other information which—
(a)	公衆の構成員による同時受信のために送信され、かつ、それらの者が適法に受信することができるもの	(a)	is transmitted for simultaneous reception by members of the public and is capable of being lawfully received by them, or
(b)	公衆の構成員への提供のために送信を行う者のみが決定する時間に送信されるもの	(b)	is transmitted at a time determined solely by the person making the transmission for presentation to members of the public,
	また、放送することへの言及は、それに従って解釈される。		and which is not excepted by subsection (1A); and references to broadcasting shall be construed accordingly.
(1A)	いずれのインターネット送信も、次に掲げるいずれかの送信に 該当しない限り 、「放送」の定義から 除外される 。	(1A)	Excepted from the definition of “broadcast” is any internet transmission unless it is—
(a)	インターネット上及び他の手段により 同時に行われる送信	(a)	a transmission taking place simultaneously on the internet and by other means,
(b)	生の出来事の同時送信	(b)	a concurrent transmission of a live event, or
(c)	送信を行うことについて責任を有する者が提供する番組サービスであって、その者が決定する予定された時間に番組が送信されるサービスの一部を構成する記録された動く映像又は音の送信	(c)	a transmission of recorded moving images or sounds forming part of a programme service offered by the person responsible for making the transmission, being a service in which programmes are transmitted at scheduled times determined by that person.
第20条 公衆への伝達による侵害		20 Infringement by communication to the public	
(1)	著作物の公衆への伝達は、次に掲げる著作物の著作権により制限される行為である。	(1)	The communication to the public of the work is an act restricted by the copyright in—
(a)	文芸、演劇、音楽又は美術の著作物	(a)	a literary, dramatic, musical or artistic work
(b)	録音物又は映画	(b)	a sound recording or film, or
(c)	放送	(c)	a broadcast.
(2)	この章において、公衆への伝達とは電子的な転送により公衆に対して伝達することをいい、以下の著作物に関するものを含む。	(2)	References in this Part to communication to the public are to communication to the public by electronic transmission, and in relation to a work include—
(a)	著作物を放送すること	(a)	the broadcasting of the work;
(b)	公衆の構成員がその個々に選択する場所から、かつ個々に選択する時間にアクセスすることができる方法による電子的な転送によって公衆に対して利用可能とすること	(b)	the making available to the public of the work by electronic transmission in such a way that members of the public may access it from a place and at a time individually chosen by them.

【参考】英国放送法における各サービスの定義 概要①

	BBCによる地上波デジタルテレビ放送*1	PSBによる地上波デジタルテレビ放送*1	同時配信	見逃し配信	VOD
規制監督機関	OFCOM	OFCOM	OFCOM	OFCOM	OFCOM
カテゴリ	—	テレビジョン放送サービス	テレビジョン免許の対象となるコンテンツサービス	オンデマンドプログラムサービス	オンデマンドプログラムサービス
定義	—	第362条	第232条	第368A条	第368A条
番組内容規制	あり*2 (第319条、第320条)	あり*2 (第319条、第320条)	あり (第319条、第320条)	あり (第368E条)	あり (第368E条)
許認可形態	特許状	免許	免許	届出 (第368BE条)	届出 (第368BE条)
免許権限	—	1990年法第1部	1990年法第1部	—	—
免許手続き	—	第214条 (Channel3,5) 第231条 (Channel4)	第235条	—	—

※法令名が記載されていない場合は2003年通信法の当該条項を参照

*1 アナログ時代から提供されていたチャンネルに限る。その他の地上波デジタル放送のチャンネルは「デジタルテレビジョン番組サービス」と定義。

*2 別途第264条、第265条により、番組の多様性を含むこと等の公共サービスとしての任務が規定されている。

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/21/contents>

<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2009/2979/contents/made>より作成

【参考】英国放送法における各サービスの定義 概要③

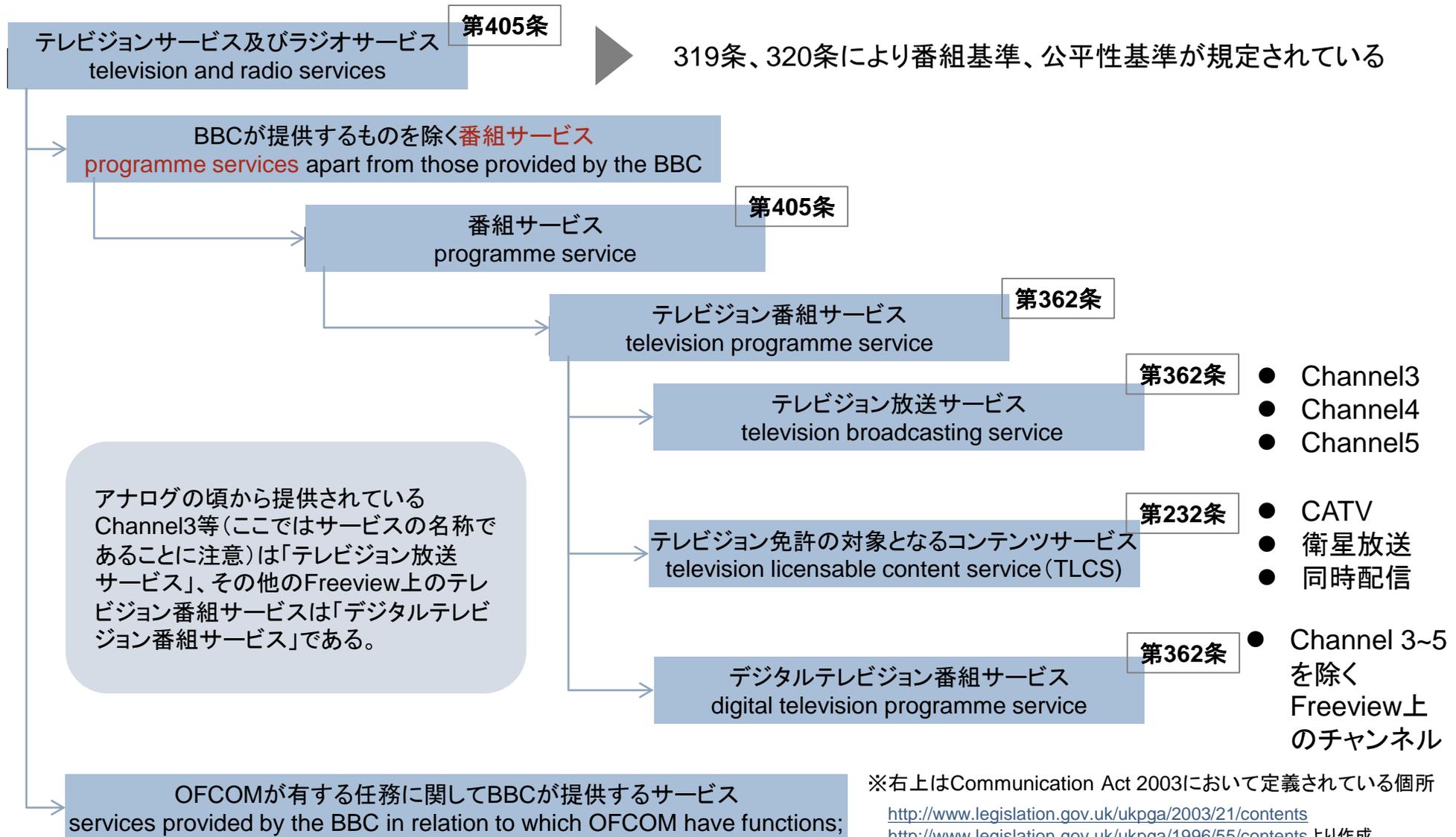
カテゴリ	定義(概要)
テレビジョン放送サービス	<p>以下の条件にすべて該当するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ (デジタル方式又はアナログ方式により)放送されることを目的として提供されるテレビジョン番組のサービスから構成される ➤ 公衆が受信可能なように(=オンデマンドプログラムサービスではない)提供される ➤ テレビジョン免許の対象となるコンテンツサービスでも、デジタルテレビジョン番組サービスでもない
デジタルテレビジョン番組サービス	<p>以下の条件にすべて該当するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ デジタル方式により公衆が受信可能なように提供される ➤ アナログ時代から提供されていたサービスではない
テレビジョン免許の対象となるコンテンツサービス(TLCS)	<p>以下の条件にすべて該当するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 衛星または電子通信ネットワーク経由により配信される ➤ 公衆が受信可能なように提供される ➤ テレビジョン放送サービス及びデジタルテレビジョン番組サービスではない
オンデマンドプログラムサービス	<p>以下の条件にすべて該当するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ その主たる目的が、テレビ番組サービスに通常含まれるプログラム形式・内容に相当する形式・内容のプログラムの提供である。 ➤ プログラムへのアクセスはオンデマンドである。 ➤ プログラムに関する編集責任者がいる。 ➤ 一般の市民の利用に供される

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/21/contents>

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/55/contents>

<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2009/2979/contents/made>より作成

【参考】英国放送法における各サービスの定義 概要②



【参考】英国放送法における各サービスの定義①テレビジョンサービス及びラジオサービス

Communications Act 2003

■第405条 一般的解釈

略

「**テレビジョンサービス及びラジオサービス**」とは、次の各号に掲げるサービスをいう。

- (a)BBCが提供するものを除く**番組サービス**
- (b)OFCOMが有する任務に関してBBCが提供するサービス

略

「**番組サービス**」とは次の各号のいずれかをいい、ここでの定義及び第3部において用いられる表現は、ここでの定義において、第3部における意味と同一の意味を有する。

- (a)**テレビジョン番組サービス**
- (b)公共文字放送サービス
- (c)追加テレビジョンサービス
- (d)デジタル追加テレビジョンサービス
- (e)ラジオ番組サービス
- (f)BBCが提供する音声サービス

略

■405 General interpretation

略

“**television and radio services**” means—

- (a)**programme services** apart from those provided by the BBC; and
- (b)services provided by the BBC in relation to which OFCOM have functions;

略

“**programme service**” means—

- (a)a **television programme service**;
- (b)the public teletext service;
- (c)an additional television service;
- (d)a digital additional television service;
- (e)a radio programme service; or
- (f)a sound service provided by the BBC;

and expressions used in this definition and in Part 3 have the same meanings in this definition as in that Part;

略

※実際の記述はアルファベット順のため、programme serviceが先

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/21/section/405>

【参考】英国放送法における各サービスの定義②テレビジョン放送サービス

Communications Act 2003

<p>○「テレビジョン番組サービス」(§ 362) 「テレビジョン番組サービス」とは、次の各号のサービスのいずれかをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) テレビジョン放送サービス (b) テレビジョン免許の対象となるコンテンツサービス (c) デジタルテレビジョン番組サービス (d) 制限的テレビジョンサービス 	<p>“television programme service” means any of the following—</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) a television broadcasting service; (b) a television licensable content service; (c) a digital television programme service; (d) a restricted television service;
<p>○「テレビジョン放送サービス」(§ 362) 次の各号に掲げるサービスをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) (デジタル方式又はアナログ方式により) 放送されることを目的として提供されるテレビジョン番組のサービスから構成されるサービス (b) 公衆が受信可能なように提供されるサービス (c) 次に掲げるサービスではないサービス <ul style="list-style-type: none"> (i) 制限的テレビジョンサービス (ii) テレビジョンマルチプレックスサービス (iii) テレビジョン免許の対象となるコンテンツサービスを提供するための1990年法第1部に基づく免許の権限に基づき提供されるサービス (iv) デジタルテレビジョン番組サービスを提供するための1996年法第1部に基づく免許の権限に基づき提供されるサービス <p>略</p> <p>○「デジタルテレビジョン番組サービス」 1996年法第1部の適用上、同法第1条(4)項が与える意義の範囲内におけるデジタル番組サービスをいう。</p>	<p>“television broadcasting service” means (subject to subsection (4)) a service which—</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) consists in a service of television programmes provided with a view to its being broadcast (whether in digital or in analogue form); (b) is provided so as to be available for reception by members of the public; and (c) is not— <ul style="list-style-type: none"> (i) a restricted television service; (ii) a television multiplex service; (iii) a service provided under the authority of a licence under Part 1 of the 1990 Act to provide a television licensable content service; or (iv) a service provided under the authority of a licence under Part 1 of the 1996 Act to provide a digital television programme service; <p>略</p> <p>“digital television programme service” means a digital programme service within the meaning given by section 1(4) of the 1996 Act for the purposes of Part 1 of that Act;</p>

【参考】英国放送法における各サービスの定義③テレビジョン免許の対象となるコンテンツサービス

Communications Act 2003

○「テレビジョン免許の対象となるコンテンツサービス」
(§ 232(1)(2))

(1)「テレビジョン免許の対象となるコンテンツサービス」とは、次の各号のいずれかに該当し又はその双方に該当する手段により、公衆の受信に供する意図で提供される限りにおいて、(第233条を条件として)第(2)項に該当するサービスをいう。

(a)衛星を経由したサービスの放送(サービス提供者によるものか、その他の者によるものかを問わない)。

(b)電子通信ネットワークの利用を含む手段によるサービスの配信(サービス提供者によるものか、その他の者によるものかを問わない)。

(2)あるサービスは、次の各号に掲げる条件に該当する場合、この項に該当する。

(a)(デジタル方式またはアナログ方式問わず)公衆が受信可能なように提供されること。

(b)テレビジョン番組もしくは電子番組ガイドまたはその双方から構成される、またはその主目的としてその提供を有する。

(1)In this Part “television licensable content service” means (subject to section 233) any service falling within subsection (2) in so far as it is provided with a view to its availability for reception by members of the public being secured by one or both of the following means—

(a) the broadcasting of the service (whether by the person providing it or by another) from a satellite; or

(b) the distribution of the service (whether by that person or by another) by any means involving the use of an electronic communications network.

(2)A service falls within this subsection if it—

(a)is provided (whether in digital or in analogue form) as a service that is to be made available for reception by members of the public; and

(b)consists of or has as its principal purpose the provision of television programmes or electronic programme guides, or both.

【参考】英国放送法における各サービスの定義④オンデマンド・プログラム・サービス

第368A条「オンデマンド・プログラム・サービス」の意味

- (1) 本法において以下の場合には、サービスは、「オンデマンド・プログラム・サービス」を指す。
- (a) その主たる目的が、テレビ番組サービスに通常含まれるプログラム形式・内容に相当する形式・内容のプログラムの提供である。
 - (b) プログラムへのアクセスはオンデマンドである。
 - (c) プログラムに関する編集責任者がいる。
 - (d) かかる者により一般市民の利用に供される。および、
 - (e) かかる者は、視聴覚メディアサービス指令において、連合王国の管轄に服する。
- (2) 以下の場合には、サービスへのアクセスはオンデマンドである。
- (a) サービスは、利用者が選択する時に、当該サービスに含まれるプログラムの中から、利用者が選択するプログラムを利用者が見ることができるようになる。また、
 - (b) 利用者が見るプログラムは、電子通信ネットワーク手段により利用者が受領する(どのプログラムを見るかを利用者が選択する前であると後であるとを問わない)。

368A Meaning of “on-demand programme service”

- (1) For the purposes of this Act, a service is an “on-demand programme service” if—
- (a) its principal purpose is the provision of programmes the form and content of which are comparable to the form and content of programmes normally included in television programme services;
 - (b) access to it is on-demand;
 - (c) there is a person who has editorial responsibility for it;
 - (d) it is made available by that person for use by members of the public; and
 - (e) that person is under the jurisdiction of the United Kingdom for the purposes of the Audiovisual Media Services Directive.
- (2) Access to a service is on-demand if—
- (a) the service enables the user to view, at a time chosen by the user, programmes selected by the user from among the programmes included in the service; and
 - (b) the programmes viewed by the user are received by the user by means of an electronic communications network (whether before or after the user has selected which programmes to view).

※第361条(2)に「そのサービスがオンデマンドプログラムサービスである場合、公衆が受信可能なサービスとして扱わない」と定められている。

【参考】英国放送法における各サービスの定義⑤デジタルテレビジョン番組サービス

Broadcasting Act 1996

■ 1 Multiplex services and digital programme services.

(4) In this Part “**digital programme service**” means a service consisting in the provision by any person of television programmes (together with any ancillary services, as defined by section 24(2)) with a view to their being broadcast in digital form for general reception, whether by him or by some other person, **but does not include—**

(a) **a qualifying service,**

(b) a teletext service, or

(c) any service in the case of which the visual images to be broadcast do not consist wholly or mainly of images capable of being seen as moving pictures,

■ 2 Meaning of “independent analogue broadcaster” and “qualifying service”.

(1) In this Part “**independent analogue broadcaster**” means—

(a) **the Channel Four Television Corporation,**

(b) **the Welsh Authority,**

(c) **any person who holds a Channel 3 licence or a Channel 5 licence, or**

(d) **the public teletext provider.**

(2) Subject to subsections (4) and (5), in this Part “**qualifying service**” means any service which—

(a) **is provided by an independent analogue broadcaster** falling within paragraph (a) or (c) of subsection (1) who has notified the Commission, within the period of one month beginning with the commencement of this section, of his intention to provide a service specified in subsection (3) (“the corresponding analogue service”) for broadcasting in digital form, and

(b) as respects the programmes included in the service and the times at which they are broadcast, is identical with the corresponding analogue service.

(3) The services referred to in subsection (2) are—

(a) **Channel 4, and**

(b) **any Channel 3 service or Channel 5.**